

社会福祉法人父の樹会役員及び評議員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人父の樹会の役員（理事、監事）及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 報酬は、法人との委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

（非常勤役員及び評議員の報酬等）

第3条 非常勤役員及び評議員が、理事会、評議員会等の会議に出席したとき、または会議以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により、それぞれ1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、会議日にあわせて法人の業務を行った場合は、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

（常勤理事の報酬等）

第4条 常勤理事に対しては、別表2により、報酬（月額）及び賞与を支払うことができる。

2 職員兼務でない常勤理事の勤務に伴う交通費は、別表1の実費弁償費を適用する。

（出張旅費）

第5条 役員（職員兼務理事を除く）及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

（役員報酬総額の限度額）

第6条 役員の前年度報酬総額の限度額は、各年度の予算の範囲内とする。

（改正）

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

（実施日）

この規程は、令和3年10月1日より適用する。

（評議員選任・解任委員等にたいする報酬）

評議員選任・解任委員、第三者委員及び顧問に対する報酬については、別表1の規定を適用する。

（旧規程の廃止）

平成29年3月26日より改正施行の「理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、業務執行会議及び監事監査、第三者委員会、内部監査等に関する旅費規程」は、これを廃止する。

(別表1) 非常勤役員・評議員の報酬等

区 分	報酬額（日額）	実費弁償費
理事会、評議員会等 会議への出席	8,000 円	実 費 (自家用車使用者は 1 km 当り 20 円とする)
上記のほか 法人・施設業務のための出勤	10,000 円	

(別表2) 常勤理事の報酬等

役 職 名	報酬額（月額）		賞 与（年 2 回）	
	定 年 前	定 年 後	定年前	定年後
理 事 長	100,000 円	100,000 円	支 給 し ない	職 員 支 給 倍 率 に 同 じ
業務執行理事	100,000 円	250,000 円		
理 事	50,000 円	200,000 円		

(別表3) 旅費（日額）

報 酬 額	旅 費	宿 泊 費 等
10,000 円	実 費（自家用車使用者は 1 km 当り 20 円とする）	実 費